

伊丹市高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 高病原性鳥インフルエンザの被害の防止及び予防等に必要
な情報を共有し、関係部局間の連絡調整を図るため、伊丹市高病
原性鳥インフルエンザ対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）
を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの情報の収集に関すること。
- (2) 関係部局間の情報の共有と連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(構成等)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職員をもって組織する。

- 2 連絡会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、都市活力部長をもって充てる。
- 4 副会長は、都市活力部産業振興室長をもって充てる。
- 5 会長は、連絡会議を招集し、会議を主宰する。
- 6 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、又
は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要と認めるときは、会議の構成員以外の者を会
議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明及び資料の提出を求
めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、都市活力部産業振興室農業政策課を
もって充てる。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要
な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

総合政策部	経営戦略室	広報・シティプロモーション	戦略課長	総合政策部	政策室	主幹	総務部	危機管理室	主幹	市民自治部	グリーン戦略推進室	生活環境課長	市民自治部	市民サービス室	消費生活センター	所長	市民自治部	環境クリーンセンター	業務課長	健康福祉部	保健医療推進室	健康政策課長	都市活力部	産業振興室	商工労働課長	都市活力部	産業振興室	農業政策課長	都市交通部	みどり公園室	公園課長	都市交通部	みどり公園室	みどり自然課長	伊丹市教育委員会	事務局	学校教育部	学校教育課長	伊丹市教育委員会	事務局	学校教育部	保健体育課長	伊丹市教育委員会	事務局	生涯学習部	社会教育推進課長	伊丹市消防局	管理室	消防総務課長	伊丹市上下水道局	経営企画室	経営企画課長	市立伊丹病院	事務局	総務課長
-------	-------	---------------	------	-------	-----	----	-----	-------	----	-------	-----------	--------	-------	---------	----------	----	-------	------------	------	-------	---------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	------	-------	--------	---------	----------	-----	-------	--------	----------	-----	-------	--------	----------	-----	-------	----------	--------	-----	--------	----------	-------	--------	--------	-----	------